

供給条件における重要事項説明

本書面の内容を必ずお読みください。

1. 契約のお申込方法

お電話、インターネット等を通じてお申込みが可能です。

2. 供給開始の予定年月日

「PinT でんき申込書」の「供給開始予定日」に記載の通りです。なお、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給します。

3. 契約の成立

需給契約（お支払いにかかわる PinT アカウントの利用契約を含みます）は、お客さまからのお申込みを、株式会社 PinT（以下、PinT）または下記の販売代理店が承諾したときに成立します。

4. 料金と計算方法等

(1) 料金表

PinT でんき B

エリア	月額基本料金 (円/10A)	電力量料金 (円/kWh)			最低月額料金
		第 1 段階料金	第 2 段階料金	第 3 段階料金	
北海道	334.80 円	23.54 円	29.72 円	33.37 円	246.24 円
東北	324.00 円	18.24 円	24.87 円	28.75 円	257.04 円
東京	280.80 円	19.52 円	26.00 円	30.02 円	231.55 円
中部	280.80 円	20.68 円	25.08 円	27.97 円	253.80 円
北陸	237.60 円	17.52 円	21.33 円	23.02 円	178.08 円
九州	291.60 円	17.19 円	22.69 円	25.63 円	309.66 円
エリア	月額基本料金 (円/1kVA)	電力量料金 (円/kWh)			最低月額料金
関西	388.80 円	17.59 円	20.82 円	23.77 円	
中国	399.60 円	17.76 円	23.74 円	25.58 円	—
四国	367.20 円	16.66 円	22.09 円	24.96 円	—

PinT でんき A

エリア	月額基本料金 (円/1 需要場所)	電力量料金 (円/kWh)		
		第 1 段階料金	第 2 段階料金	第 3 段階料金
関西	334.82 円	19.95 円	25.33 円	28.76 円
中国	331.23 円	20.40 円	26.96 円	29.04 円
四国	403.92 円	20.00 円	26.50 円	29.95 円

PinT でんき動力

エリア	月額基本料金 (円/1kW)	電力量料金 (円/kWh)	
		夏季料金 (7月1日～9月30日)	その他季料金 (10月1日～翌年の6月30日)
北海道	1,200.42 円	17.35 円	17.35 円
東北	1,179.90 円	15.66 円	14.23 円
東京	1,046.52 円	17.06 円	15.51 円
中部	1,067.04 円	16.73 円	15.21 円
北陸	1,087.56 円	11.93 円	10.89 円
九州	943.92 円	16.85 円	15.20 円
関西	1,005.48 円	14.35 円	12.90 円
中国	1,036.26 円	14.75 円	13.49 円
四国	1,041.39 円	15.51 円	14.09 円

PinT でんき C

エリア	月額基本料金 (円/1kVA)	電力量料金 (円/kWh)		
		第 1 段階料金	第 2 段階料金	第 3 段階料金
北海道	334.80 円	23.54 円	29.72 円	33.37 円
東北	324.00 円	18.24 円	24.87 円	28.75 円
東京	280.80 円	19.52 円	26.00 円	30.02 円
中部	280.80 円	20.68 円	25.08 円	27.97 円
北陸	237.60 円	17.52 円	21.33 円	23.02 円
九州	291.60 円	17.19 円	22.69 円	25.63 円

プラン	エリア	第一段階料金	第二段階料金	第三段階料金
PinT でんき B/C	北海道	～120kWh	121～280kWh	281kWh～
	東北、東京、中部、北陸、九州、関西、中国、四国	～120kWh	121～300kWh	301kWh～
PinT でんき A	関西、中国	16～120kWh	121～300kWh	301kWh～
	四国	12～120kWh	121～300kWh	301kWh～

(2) 料金の計算方法

- 料金は、基本料金および電力量料金の合計または最低月額料金のいずれか大きい額といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を差し引き、または、加えたものといたします。
- PinT でんき B/C/動力については、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- 燃料費調整額の算定に使用する各月の燃料費調整単価は、各エリアの従量電灯 A、従量電灯 B、従量電灯 C または低圧電力の燃料費調整単価とし、毎月 PinT ホームページでお知らせします。
- 各月の PinT アカウント割引額は、PinT アカウント利用規約の対象となるサービスごとに料金として算定された各月の金額の合計（以下「サービス料金合計額」といいます。）によって、以下の方法で算定します。ただし、ご契約しているサービスの数が 4 を上回るお客さまの場合で、その数に 5,000 を乗じて算定された値がサービス料金合計額を上回る際の割引率は 1% とします。なお、割引額の単位は 1 円とし、その端数は切り上げます。

PinT アカウント割引	サービス料金合計額		割引率
	5,000円までの 1円につき	5,000円をこえ 20,000円までの 1円につき	
	20,000円をこえ 50,000円までの 1円につき	50,000円をこえる 1円につき	7%

- 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。
- 料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または終了した場合の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了の前日までの期間とします。
- 料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、原則として算定期間を「1 月」として算定します。ただし、お客さまが電気の供給を開始（もしくは終了）した場合や、契約内容等の変更により料金に変更があった場合は、使用日数に応じて料金を日割計算します。

(3) 料金等のご案内

各月の料金、使用電力量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として PinT の Web サービスを通じてお客さまにお知らせします。ただし、お客さまが希望される場合で PinT が認めたときは、紙面によりお知らせすることがあります。この場合、PinT は PinT アカウントごとに 108 円（税込）/月を申し受けます。

(4) 料金の支払義務および支払期日

- お客さまの料金の支払義務は、PinT が料金を請求した日に発生します。料金は、PinT が料金を請求する際に指定する支払期日までに支払っていただきます。
- お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、PinT は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて年率 10% の延滞利息を申し受けることがあります。

(5) 料金その他のお支払方法

料金その他は、口座振替、クレジットカードまたは振込用紙のうち、お申込み時に指定いただいた方法でのお支払いとなります。なお、新たに口座振替またはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込用紙でのお支払いとなることがあります。

5. 工事費負担金等相当額の申受け等

PinT が、一般送配電事業者から託送約款等にもとづきお客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、PinT は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として当該工事着手前に申し受けます。

6. 契約電流、契約容量または契約電力

「PinT でんき申込書」の「契約電流」、「契約容量」または「契約電力」に記載の通りです。

7. 供給電圧、周波数

(1) 供給電圧

① PinT でんき A/B/C

交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

② PinT でんき動力

交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトです。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(2) 周波数

標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツです。

8. 使用電力量の計測方法

使用電力量は、一般送配電事業者が設置する計量器によって計量します。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、PinT が適当と判断する方法により定めます。

9. PinT からの申し出による契約の解約

お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、利用契約の解約もしくは一部のサービス提供を廃止し、または利用契約もしくは新たなサービス提供開始の申込みをお断りすることがあります。

- お客さまが利用契約に基づく料金等の支払期日を経過してなお支払われない場合
- お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- お客さまが電気をご使用される土地または建物が賃貸物件等の場合で、当該物件等の賃貸人からお客さまが退去された旨の連絡をPinTが受けたとき
- その他、PinTが定める[PinTアカウント利用規約]または[電気供給サービス規約]に反した場合

10. 託送供給等約款の遵守

(1) お客さまの土地、または建物への立ち入りおよび調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 保安に対するお客さまの協力

お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡ください。

- 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがある場合
- お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(3) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

一般送配電事業者が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- 一般送配電事業者およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- その他保安上必要がある場合

(4) その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

11. 違約金

(1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、PinTは、原則として、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、[電気供給サービス規約]に定める条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。

12. 信用情報等の共有

(1) PinTは、お客さまが支払期日を経過してなお料金等を支払われない場合には、名義および料金の支払状況等について、他の会社等に提供することがあります。

(2) PinTは、お客さまとの[PinTアカウント利用規約]に係る内容について、PinTの関係会社に提供することがあります。

13. その他

- 上記に記載のない事項の取扱いは、PinT が定める[PinT アカウント利用規約]または[電気供給サービス規約]によります。
- PinT は、 [PinT アカウント利用規約]または[電気供給サービス規約]の変更等により、お客さまとの契約内容を変更することがあります。その場合、PinT の Web サービス等を通じてあらかじめご案内します。なお、変更しない事項については、お知らせを省略する場合があります。
- [PinT アカウント利用規約]または[電気供給サービス規約]の内容は、PinT の Web サービスで確認することができます。
- PinT は、「個人情報保護基本方針」に則り、個人情報を取り扱います。「個人情報保護基本方針」の内容は、PinT ホームページで確認することができます。
- 契約容量または契約電力の値が電気のご使用状況と著しく乖離する場合は、お客さままたは PinT の申し出によって変更することがあります。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との小売供給契約の解除に係る条件等については、当該小売電気事業者へご確認ください。

各種手続き・お問い合わせ

電話によるお手続き・お問い合わせ	ホームページ
電話番号：050-3188-1490 (受付時間：10時～17時 ※土日・祝日、年末年始を除く)	<a href="https://pintinc.jp/">https://pintinc.jp/</a>
小売電気事業者（小売電気事業者登録番号：A0332） 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 株式会社 PinT 代表取締役社長 田中 将人	
販売代理店名： 代理店さま経由でお申し込みをされた場合、その名称が記載されています。 連絡先： 代理店さま経由でお申し込みをされた場合、電話番号、受付時間等が記載されています。	

■契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客さまが契約解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

1. お客さまが PinT または PinT の代理店の勧誘を受け契約された場合、本書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
2. 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、PinT または代理店がお客さまに契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、PinT または代理店がお客さまを威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約のお申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、PinT または代理店がクーリング・オフ妨害の解消のため交付した書面をお客さまが受領した日から起算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面により当該契約のお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
3. 契約のお申込みの撤回または契約の解除は、当該契約のお申込みの撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
4. 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、PinT または代理店は、その契約のお申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
5. 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、PinT は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 契約のお申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、PinT に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】株式会社 PinT クーリング・オフ担当  
〒812-0036 福岡県福岡市博多区上呉服町1-8 北九州銀行呉服町ビル 9F  
株式会社 PinT カスタマーサポート行き

【注意事項】プランの切替日以降に契約解除（クーリング・オフ）されますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ他の小売電気事業者と電気の契約を締結してください。